

資料1

指針策定に当たっての総合的病害虫・雑草管理(IPM)の概念(修正案)
～病害虫及び雑草の防除から病害虫及び雑草とうまくつき合う管理への転換～

IPMの定義

総合的病害虫・雑草管理(IPM)とは、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫及び雑草の増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小にする水準の維持を図るものである。総合的病害虫・雑草管理は、農業生態系への影響を可能な限り抑制することを通じ、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用することにより、安全・安心な農作物の低コストでの安定生産に資するものである。

IPMの目標

具体的には、総合的病害虫・雑草管理は、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整えるとともに、病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて防除要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断した上で適切な防除を行うことにより、病害虫及び雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制することである。これらの病害虫・雑草管理を通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小限にすることと安全・安心な農作物の低コストでの安定生産の両立を図ることを目標とするものである。

総合的病害虫・雑草管理(IPM)の体系

【判断】

防除要否及びタイミングの判断

- ・発生予察情報の活用
- ・圃場状況の観察 等

病害虫等の発生状況が経済的被害を生ずると判断

- 病害虫・雑草の発生しにくい環境の整備
- ・耕種的対策の実施(作期移動、排水対策等)
- ・輪作体系の導入
- ・抵抗性品種の導入
- ・種子消毒の実施
- ・土着天敵の活用
- ・伝染源植物の除去
- ・化学農薬による予防(育苗箱施用、移植時の植穴処理等)
- ・フェロモン剤を活用した予防等

【予防的措置】

多様な手法による防除

- ・生物的防除(天敵等)
- ・物理的防除(粘着板等)
- ・化学的防除(化学農薬) 等

【防除】

総合的病害虫管理(IPM)の概念(第1回検討会提示案)

総合的病害虫管理とは、抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除方法を組み合わせて適切、かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させるための総合的な病害虫等の管理手法である。

総合的病害虫管理は、化学農薬のみに依存せず、各種の防除手法を適切に組み合わせることで、化学農薬による病害虫の薬剤抵抗性の発達、天敵の減少に伴う害虫の異常発生を抑制するとともに、環境負荷を軽減しながら病害虫の被害を防止し、農作物の安定生産に資するものである。

総合的病害虫管理(IPM)による防除体系

